



安曇野市農業・農村振興計画

## 【 アクションプラン 】

**確かな食でつながる 水とおひさまの郷**

**美しい大地を生かす いとなみ 生産に支えを**

**農のある安曇野で くらし 満ち足りた生活を**



平成 24 年 12 月

安 曇 野 市



# 安曇野市農業・農村振興計画

## 目次

### 第1章 基本事項

1 計画策定の背景	1
2 振興計画（アクションプラン）の概要	2
3 計画期間と点検評価	3

### 第2章 実施施策

1 農業で「稼ぐ」 ～ 経営する ～	6
1-1 経営基盤の見直し	6
1-2 ブランド力の強化	8
1-3 6次産業化等の推進	13
◎ 数値目標の設定	18
2 田園を「守る」 ～ 維持する ～	20
2-1 地域「核」の形成	20
2-2 農業後継者の確保・育成	23
2-3 田園環境や景観の保全	27
◎ 数値目標の設定	33
3 安曇野に「生きる」 ～ 暮らす ～	34
3-1 農のある暮らし充実	34
3-2 環境資源の保全・活用	39
3-3 環境問題への対処	42
◎ 数値目標の設定	46

### 第3章 人材バンク制度

1 農業人材バンク制度	48
-------------	----

### 参考資料

資料1：安曇野市農業農村振興計画策定委員会設置要綱	50
資料2：安曇野市農業・農村振興計画 策定経過	51
資料3：安曇野市農業・農村振興計画 策定委員名簿	52
資料4：安曇野市農業・農村振興計画 調査部会・事務局名簿	53



# 第1章 基本事項

## 1 計画策定の背景

### ◆ 農業・農村を取り巻く状況

安曇野市の農業・農村を取り巻く状況は、高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷など、国内農業全般に共通する深刻な課題を抱えています。これに加えて農産物の輸入と貿易自由化に係る国際情勢は、近年、急速に変化しています。

このような状況の中、農業・農村の抱える課題解決と着実な活性化を実現する戦略の立案が求められていました。

### ◆ 安曇野市農業・農村振興基本計画の策定

安曇野市では平成 22 年度より基礎調査を開始し、平成 23 年度に安曇野市農業農村振興計画策定委員会による協議を重ね、「安曇野市農業・農村振興基本計画」（以下、「基本計画」という）を策定しました。

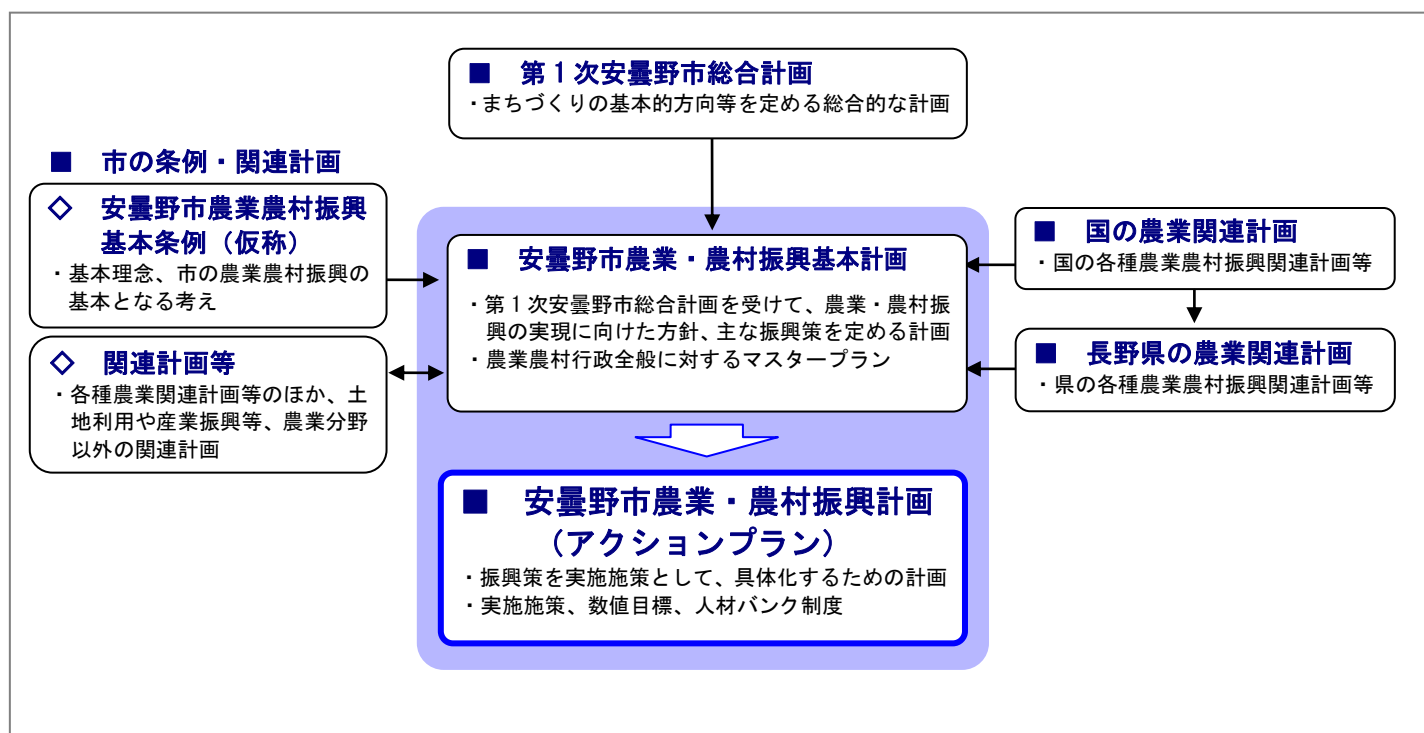
基本計画では「確かな食でつながる 水とおひさまの郷、美しい大地を生かす 生産に支えを 農のある安曇野で 満ち足りた生活を」を計画理念とし、この計画理念を実現するための振興戦略として、「農業で「稼ぐ」～経営する～」、「田園を「守る」～維持する～」、「安曇野に「生きる」～暮らす～」を 3 つの柱と定め、農業・農村振興の方向性を示しています。

## 2 振興計画 (アクションプラン) の概要

基本計画の実効性を高めるため、平成24年度に「安曇野市農業・農村振興計画（アクションプラン）」（以下、「振興計画（アクションプラン）」という）を策定しました。

振興計画（アクションプラン）では、基本計画の振興方針を進めるための実施施策を定めています。また、各振興方針の進捗状況を測るための数値目標を定め、基本計画に沿った農業・農村の課題解決と活性化を目指します。

振興計画と関連する各種計画等との関係を、以下に示します。



### 3 計画期間と点検評価

◆ 計画期間

計画期間は平成24年度から28年度の5年間とします。

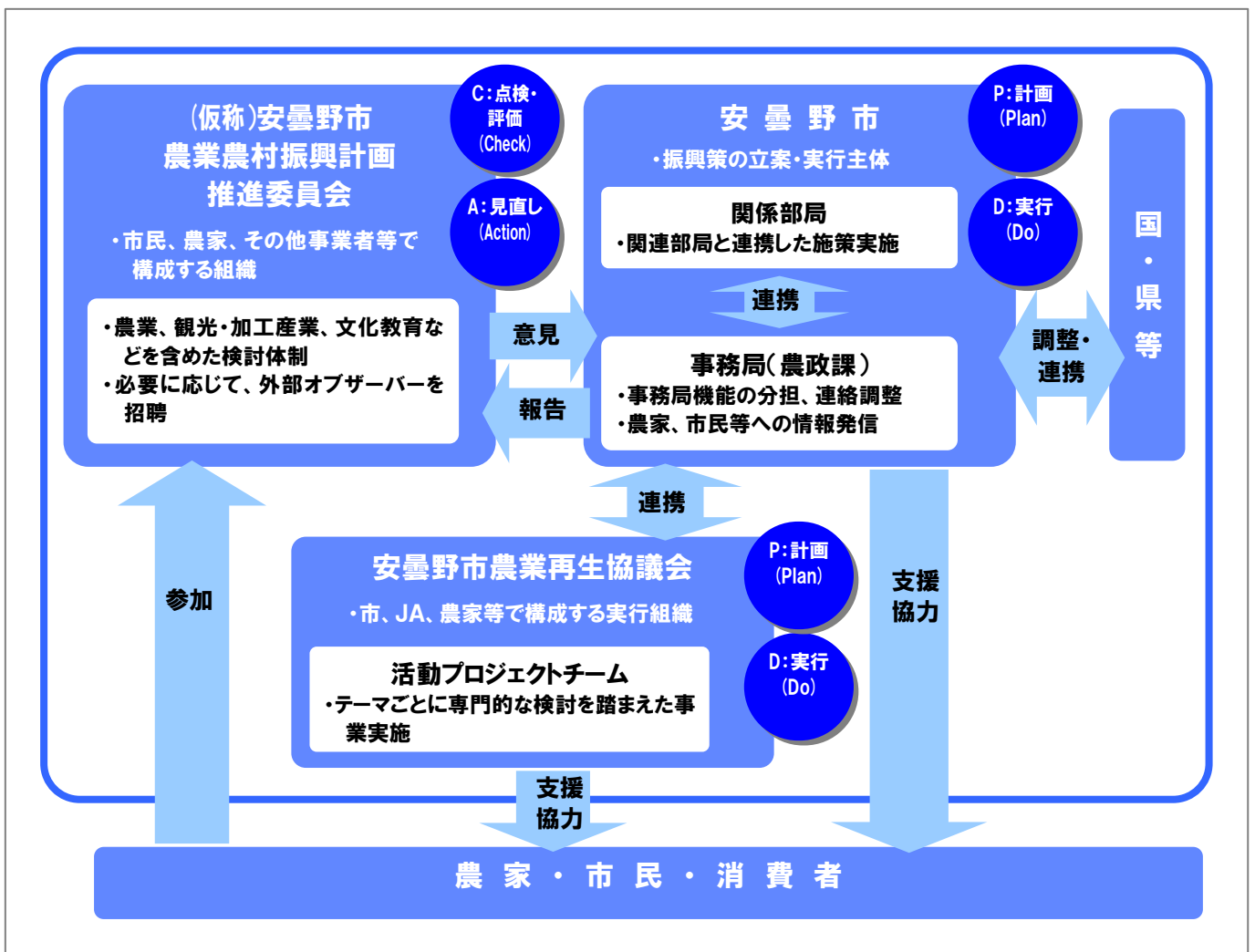
◆ 点検評価

毎年度、振興計画（アクションプラン）に定めた実施施策の取り組み状況と目標数値の達成状況を点検・評価し公表します。また、必要に応じて計画を見直し、改善を図ります。

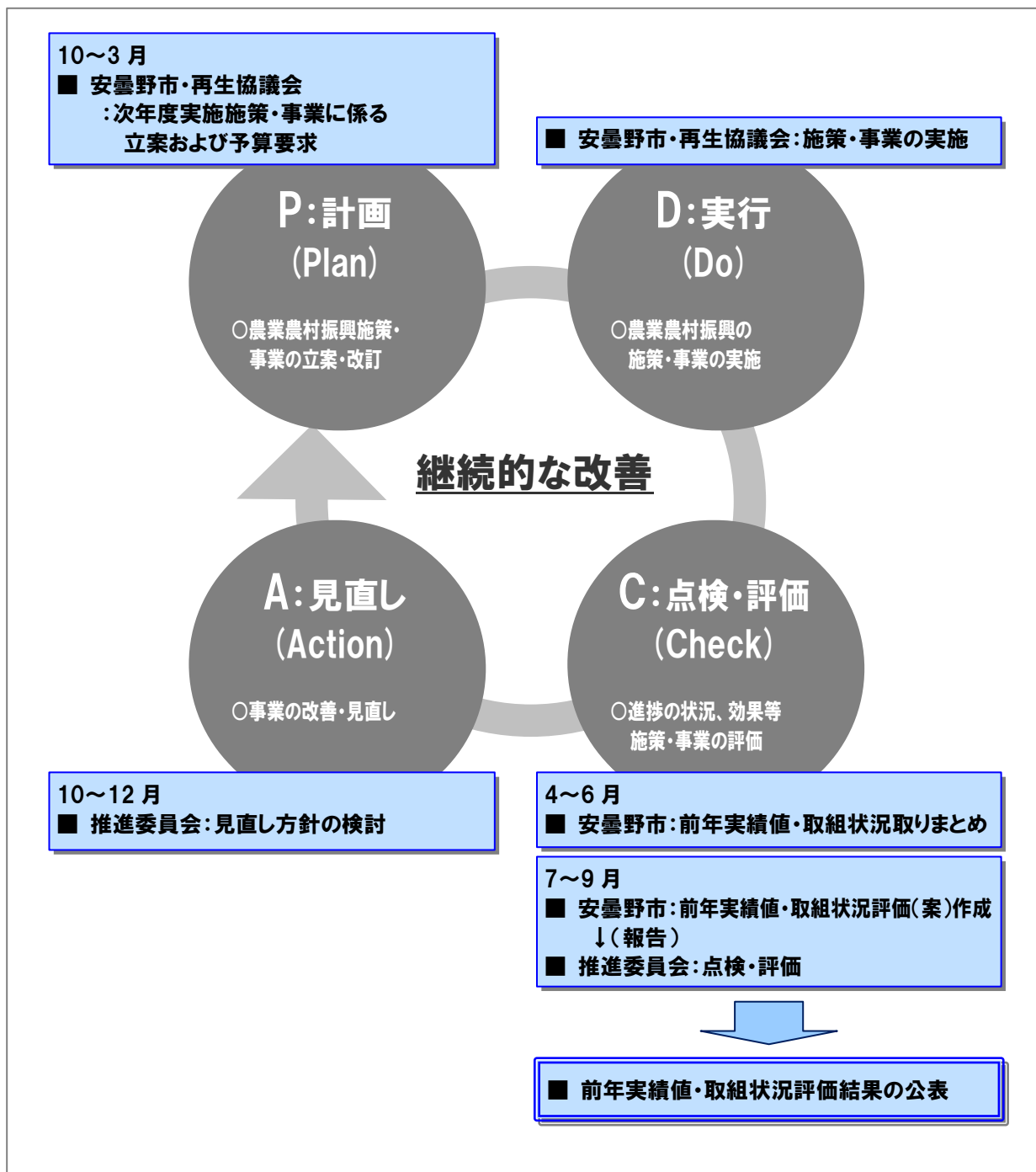
◆ 推進体制

計画の推進体制について、安曇野市、再生協議会および推進委員会の役割と年間スケジュールを以下に示します。

《 農業・農村振興計画 推進体制 》



《 年間スケジュール 》







## 第2章 実施施策

### 1 農業で「稼ぐ」～経営する～

#### 1-1 経営基盤の見直し

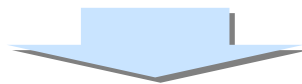
##### (1) 大規模経営に必要な基盤確立

###### 《 目標 》

規模拡大により、所得向上を図る大規模農家を育成する

###### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 農地の流動化が進む具体的なシステムを構築し、規模拡大をめざす農業者に効率的に農地を集積する。
- II 規模拡大に必要な機械や設備を容易に導入できる体制を整備する。
- III 規模拡大に必要な制度や支援メニューを紹介しアドバイスする相談体制を整える。



###### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 国の農業構造改革の一部である「人・農地プラン」の策定により、地域の中心となる農業者を明確にし、農地利用集積円滑化団体となっているJAを中心として、農地利用集積円滑化事業を促進する。
- I-2) 意向調査の設問の工夫などを行い、貸し手・借り手の意向を収集し、農業委員の仲介による農地の集積を進める。
- II-1) 国の経営体育成支援事業のほか、集落営農組織機械等整備支援事業（単独事業）等を組み合わせ、機械や設備の導入を支援する。
- III-1) 相談窓口を明確にするほか、制度の説明会や広報・ホームページ等による情報提供を行う。

###### ※『人・農地プラン』とは

地域的なまとまりを持つ農業集落や地区を一つの単位として、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など地域が抱える「人と農地の問題」を解決させるための地域農業マスタープランです。

安曇野市では14地区に分けて策定し、各プランで担い手を明記するとともに、これら担い手にどうやって農地を集めるかなど、地区ごとの農業のあり方を掲げます。

## (2) 経営の多角化に必要な基盤確立

### 《 目 標 》

経営の多角化により、所得向上を図る農家を育成する

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 経営を多角化するために有望な作目等の調査研究を進め、栽培方法を確立する。
- II 多角化を目指す農家に情報を提供するとともに、アドバイスする相談体制を整備する。
- III 水稲育苗ハウス等の空いている時期を利用するなど、既存施設の有効活用を進める。
- IV 多角化の候補となる作目等については、定着を図るために普及体制や集荷施設等の整備を進める。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 安曇野市の栽培条件に合った農作物をモデルとして抽出し、栽培指針を分かりやすく作成する。
- II-1) 再生協議会で、地域に適した農家所得の目安となる手引き書を作成する。
- II-2) 農家の多角経営を支援するため、農業技術アドバイザーによる巡回相談を行う。
- III-1) 水稲育苗ハウスの空き状況の情報を収集しリストアップする。
- III-2) 水稲育苗ハウスの有効活用について、期間内での貸し出しや利用料金を制度化し、制度の円滑な運営と普及を支援するため、PRを進める。
- IV-1) 市重点作物を含め、農家所得の向上が効果的に見込まれる作目については、JAと協議し、普及体制の構築や施設整備を実行していく。

#### ※『農業技術アドバイザー』とは

既にブランド化やその可能性を秘めた農産物の栽培技術を極めた農業者や営農指導員OB、改良普及員OBなどを、再生協議会で「農業技術アドバイザー」として認定します。長年培った優れた知識や技能を次世代に伝承していくため、巡回指導を行います。

#### ※ 市重点作物

黒豆、玉ねぎ、アスパラガス、スイートコーン、ジュース用トマト、白ネギ  
の6品目

## 1-2 ブランド力の強化

### (1) 「質」の向上を通じたブランド力の強化

#### 《 目 標 》

品質や安全性に強いこだわりを持った、先駆的な農家を育成する

#### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 病虫害対策として適正な防除を推進し、安全性を重視した高品質な農作物を安定的に生産できる体制を構築する。
- II 味や品質にこだわる栽培技術や有機栽培等の安全性を重視した栽培技術等の情報を収集整理する。
- III 品質や安全性の高い農作物を生産している市内農家の技術を広く普及し、将来に伝承できるよう取り組む。
- IV 安全性や質にこだわった農業生産における減収等のリスクを低減する施策の研究に取り組む。



#### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 生産者や消費者が安全に農産物を扱えるよう、できるだけ農薬に頼らない農産物の栽培を進めるため、モデルほ場での検証や資材購入助成を検討する。
- II-1) 消費者ニーズに応える形で、環境に配慮した農作物の栽培を推進するため、意欲のある農家を集め、農業講座を開設する。
- II-2) 長野県が推進している、エコファーマー制度の認定農家を増やし、栽培技術等の情報の収集整理を行う。
- II-3) 農作物の硝酸態窒素含有量の低減を推進するため、適正な施肥の指導を進める。
- III-1) 品質や安全性の高い農作物の生産を支援するため、農業技術アドバイザーによる巡回相談を行う。
- IV-1) 安全性や質にこだわった農産物が差別化され販売されるよう研究する。
- IV-2) 産直センターを通じた販売において、品質や安全性へのこだわりを強く打ち出したPRを進める。

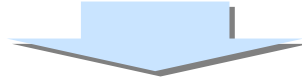
## (2) 「量」の確保を通じたブランド力の強化

### 《 目 標 》

**安曇野製品の供給量を維持し、産地としての地位を保持する**

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I ブランドの確立には市場等における「量」の安定が求められるため、安曇野製品の生産量や市場への出荷量の増加・安定を図る。
- II 将来のブランド産品として有望とされる作物についても、量的な有利性を目指した生産体制の整備等を進める。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 出荷量の増加と経営の安定化を図る施策として、安曇野市農業振興作物等推進助成金などを利用して生産農家の経営安定化を図る。
- II-1) 農家が安定的に農作物を生産できる技術を普及するため、農業技術アドバイザーの巡回相談を行う。
- II-2) JAと連携した支援として、効率的な作業の実施や統一的な品質の保持などに必要な設備、施設の整備などを検討する。

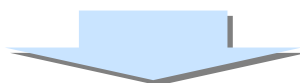
### (3) 「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立

#### 《 目 標 》

**質と量の両立を図り、安曇野ブランドの地位を向上させる**

#### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 総論として、農産物のブランド化には「質」と「量」の両立が必要であることの認識の共有に取り組む。
- II 質と量の両立による安曇野ブランドの農産物を、より有利に高価格で販売できるシステムを構築する。



#### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 安曇野ブランドを確立するためには、消費者が求める品質や安全性などの「質」の部分と、市場から求められる安定供給の「量」の部分の両立させることが必要であるという認識を、生産者・JA・行政等が共有した上でブランド化を推進する。
- II-1) 農産物の「質」の向上と「量」の確保を進め、消費者に対して、質と量を兼ね備えた農産物として安曇野ブランドの認知を図り、再生協議会を中心に販売を促進する。

水稻収量表

	水稻収穫量 (t)			10アール当たり収量 (kg/10a)			1等米比率 (%)				
	長野県	安曇野市		全国	長野県	安曇野市	全国	長野県	安曇野市		
19年産	224,400	22,000	県内1位	522	620	全国1位	658	79.5	94.4	全国1位	98.7
20年産	219,400	21,200	県内1位	543	634	全国1位	650	80	96.1	全国1位	99.2
21年産	205,900	20,000	県内1位	522	595	全国1位	616	85.1	96.8	全国1位	98.6
22年産	211,800	20,400	県内1位	522	612	全国1位	622	61.7	91.3	全国1位	98.3
23年産	206,600	20,000	県内1位	533	604	全国1位	620	80.9	96.5	全国1位	98.2

※水稻収穫量・10アール当たり収量：農林水産省統計情報

※1等米比率：長野県ホームページ、安曇野市の数値はJAあづみ調査による

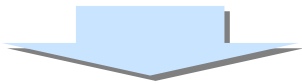
**(4) 新品種・新技術導入によるブランド化**

《 目 標 》

**新品種・新技術の導入により、有利販売が可能な新たなブランド品種や栽培方法を創出する**

《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 安曇野に適した、他地域にない新品種の選定や研究を進め、全く新たなブランドを確立する。
- II 普及している品種であっても、新たな栽培技術の開発等によりブランド化が推進できるよう技術開発を進める。



《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 長野県が開発した「風さやか」について、いち早く安曇野産シェアを高めるため、栽培実験や消費者の評価等を検証し、増産できる体制を整える。
- I-2) 安曇野ブランドとして、サン南水、小玉スイカ、アールスメロンなどの園芸品種等のブランドの確立を図る。
- II-1) JA・普及センター等と連携し、再生協議会を中心として栽培技術等の調査研究を行う。
- II-2) 農業技術アドバイザー等が持つ栽培技術を収集・分析し、新たな栽培技術として発信する。

**農業試験ほ場における成績**

平成24年度長野県主要農作物奨励品種特性表抜粋

品種名	出穂期 (月・日)	成熟期 (月・日)	玄米収量 (Kg/10a)	耐倒伏性	外観品質	食味	いもち病抵抗性		特性並びに栽培上の注意
							葉	穂	
コシヒカリ	8.8	9.18	670	極弱	上下	上中	弱	弱	中生・長稈・中間型。長稈で倒伏しやすい。外観品質は良く、極良食味。倒伏防止による良質米生産のため、基肥を減量し、追肥は幼穂長10mm期に行う。いもち病に弱いので、防除の徹底を図る。
風さやか (信交526号)	8.11	9.22	712	強	中中	上中	やや強	強	中生の晩・短稈・中穂の中間型。高温登熟による障害粒発生を回避でき、耐倒伏性が高く、いもち病にも強く、食味が優れる多収品種。

※ 耕種方法:4月20日播種、中苗 5月20日 30×15cm3本植え 手植  
 ※ データは平成16年～平成22年の内、収穫最高、最低年を除く5カ年の平均値  
 ※ 長野県原村試験場における成績

## (5) イメージ戦略によるブランド力の強化

### 《 目 標 》

安曇野の地域イメージをブランド力に結びつけ、農産物の販売促進を図る

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 農産物の付加価値を高める、安曇野を象徴する地域イメージを明確化する。
- II ブランド力としての地域イメージを効果的に伝達するために、PR方法等の統一を進める。
- III パッケージやキャラクターの利用、インターネット等、様々な媒体を活用して、ブランド力としての地域イメージを広める



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 農産物に付加する地域イメージを明確化するため、キャラクターに込めた安曇野を象徴する地域イメージと安曇野市産農産物との一体化を進める。
- I-2) それぞれの農産物の持つイメージを加工品開発に絡めて発信できるような体制を整える。
- II-1) 再生協議会が中心となり、PR方法の統一を図る。
- II-2) 市内直売所で使用する箱のデザインを統一するなど、共通の資材の利用により直売所同士の一体感を持たせる。
- II-3) 安曇野市のポスター等の広報を通じて農村をPRする表現や、農業と観光の体系的な連携など、市として戦略的に安曇野産農産物のブランドを強化する体制を整える。
- III-1) ブランド力を強化し、農産物の販売促進につなげるため、イベント等への参加や、再生協議会ホームページ・産直センターホームページなど様々な媒体で安曇野市の地域イメージを発信し定着させる。
- III-2) 産直センターをはじめとするインターネット販売を実施している直売所間の連携を築き、生産者の顔が見える商品を年間通して販売できるよう提案する。
- III-3) 直売所に立ち寄る観光客を対象として、安曇野ブランドをPRする。



「安曇野の農産物を応援するキャラクター」の活動風景



## 1-3 6次産業化等の推進

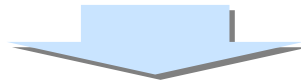
## (1) 農産物直売所の積極的な活用

## 《 目 標 》

**農産物直売所を活用し、農産物の販売量・流通量を増やす**

## 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 消費者のニーズに応えられるよう、農産物直売所の機能を強化する。
- II 高齢者や若い世代の農家女性といった多様な農家に対し、農産物直売所への出荷で得られるメリットなどをアピールし、出荷者を確保する。
- III 冬など品薄な時期に安曇野産の農産物を充実させて、年間を通して農産物直売所の利用を増やす。
- IV 農村の高齢者や障がい者などが、農産物直売所に関係して活躍できる仕組みをつくる。



## 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 直売所連絡協議会が中心となり、市内直売所で販売する共通の商品を提案する。
- I-2) 消費者の農産物購入時の周遊性を活発にするため、農産物直売所ごとに異なった特色・得意品目を設定するなど、特色・強みを強化するための支援を行う。
- II-1) 出荷者を確保するため、異世代間の交流や他の農家との情報交換、女性に対してパート並みの収入や自由な労働時間と子育てとの両立が可能なこと等、直売所への参加を通じたメリットを整理し、提示する。
- II-2) 直売所ごとに、体験農園を経験した非農家の女性等を、直売所への新たな出荷農家として育成するためのサポート体制構築への支援を進める。
- III-1) 安曇野産農産物の供給量と割合を増やし、品薄な時期の出荷を目指すため、空いている時期の水稻育苗ハウスの利用など、冬場の農業生産の研究を行う。
- III-2) 友好都市等と、互いに商品が品薄になる時期、また販売する農産物がない時期に、産品を「交換」する販売システムを提案し、体制を整える。
- IV-1) 直売所の中で生産する人、集荷する人、荷造りする人など、それぞれの立場の人が参加できるような仕組みをつくる。

## (2) 農産物加工への取り組みの推進

### 《 目 標 》

ニーズに応じて、農産物加工に取り組む農家を育成する

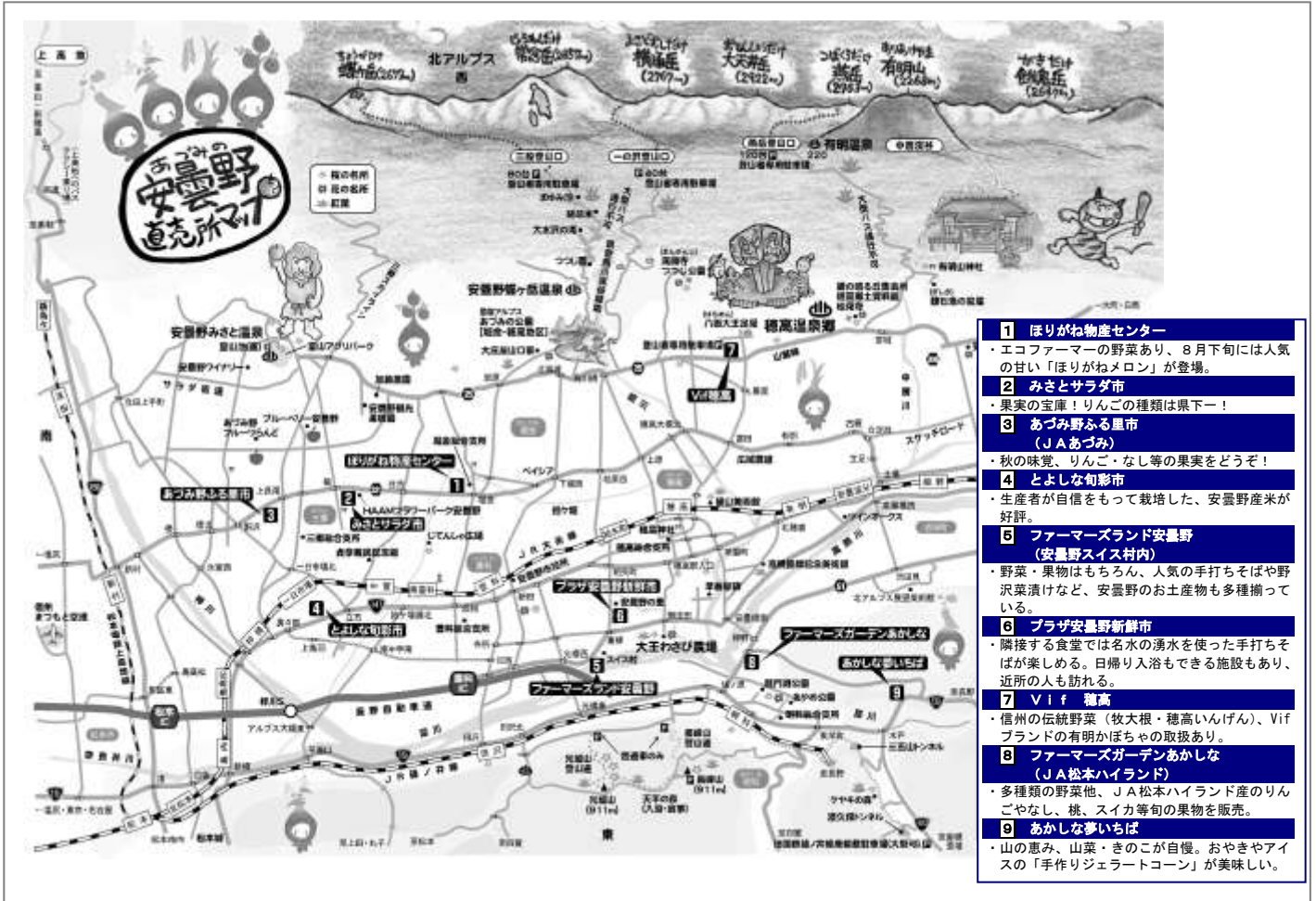
### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 農産物加工を希望する生産農家に対し、ニーズに応じた研修・技術・情報の提供を行う体制を整備する。
- II 農産物加工を促進するため、既存施設の有効活用・機能強化などを推進する。
- III 多様な販路の確保など、農産物加工品が有利販売できるような販売システムを構築する。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 市内いずれの加工施設においても、加工技術の講習会ができる体制を整え、直売所連絡協議会における年間計画の充実を図ることで、各直売所の参加を促す。
- I-2) 加工指導にあたる女性グループ等の紹介が行えるようにするため、関係団体との連携強化を図り、農産物加工に取り組む農家の数を増やす。
- I-3) ホームページを通じて、加工施設に導入されている機械設備の情報提供等を行う。
- II-1) 消費者ニーズに合わせた農産物加工品の生産のために、施設利用者の要望を取りまとめ、消費動向を調査しながら計画的に不足する設備の増強を行う。
- III-1) アンテナショップ等の利用により安曇野の農産物加工品の、販路拡大を目指す。多様な消費者ニーズに応え、安曇野の農産物らしさを備えた加工品の提案ができるよう体制を整える。
- III-2) 新商品開発や販路の確保のために、他業種の技術の活用や民間資本との提携などに取り組む農家を支援する。



直売所等の加工施設

施設名	加工品名	備考
豊科女性研修センター	おこわ・ジュース・ソース・豆腐・味噌 等	利用料：有料
穂高農産物加工所	味噌・豆腐・りんごジュース・もち・氷もち 等	利用料：有料
三郷農村環境改善センター	味噌・こうじ・もち・りんごジュース 等	利用料：有料
堀金農産物処理加工施設	パン・菓子類・味噌・野菜ソース・ジュース 等	利用料：有料
明科農産加工施設	味噌・豆腐・ケチャップ・こんにやく・こうじ 等	利用料：有料

農産物乾燥機

設置場所	加工品の内容	備考
あかしな夢いちば	乾物野菜への加工（シタケ、大根、サツマイモ 等）	利用料：有料 指導員（有料）の紹介可

米粉製粉機

設置場所	台数
とよしな旬彩市	1台
穂高農産物加工所	1台
みさとサラダ市	1台
堀金農産物処理加工施設	1台
明科農産加工施設	1台



米粉製粉機

### (3) インターネット等を活用した生産流通の拡大

#### 《 目 標 》

インターネット等の活用により、多様な販売チャネルを開拓し、農産物の有利な販売を実現する

#### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I インターネット等を活用した産直販売についての、技術や情報を提供する体制を整備し普及する。
- II 安曇野産農産物の販売・運営組織を確立して、農家や関係者が連携し、有利に農産物のインターネット販売が可能となるシステムを整備する。
- III グローバルな視点での、農産物輸出の可能性について研究する。



#### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 新たな販路を拡大するため、インターネット販売などを模索する農家に対して、産直センターやJAなどのインターネット販売への参加を募る。
- II-1) 個々にインターネット販売を行っている農家の連携を図るため、安曇野の農産物のネット販売の核となる組織を構築する。
- II-2) 有利にインターネット販売が可能になるシステムとして、ニーズに合わせた商品開発をする体制の構築や、再生協議会ホームページを活用した情報の発信などを行う。
- III-1) JAと連携しながら、輸出できる農産物についての研究を行う。すでに国外PRを実施している近隣市町村や県と連携し、輸出できる農産物や輸出先などの可能性を探る。

#### 安曇野市産直センター販売商品の一例



安曇野野菜BOX



あづみの辛味噌セット

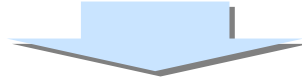
#### (4) 体験や観光を取り入れた農業経営の推進

##### 《 目 標 》

観光との連携を通じた、農業体験や観光農園への取り組みを推進する

##### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 農業体験・観光農園導入を希望する農家への研修・情報提供などの体制を整備する。
- II 既に取り組まれている農業体験・観光農園の状況を把握・整理し、観光部局や希望者に紹介できるシステムを構築する。



##### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 農業体験や観光農園など、既にグリーンツーリズムへと取り組んでいる先進農家の情報を集め、モデルケースとして情報提供できるように基礎をつくる。
- I-2) 導入を希望する農家等に対して、研修会の開催などサポート体制を整える。また、利用可能な施設等の情報収集を進める。
- I-3) クラインガルテンなど、市内で取り組まれていない新たな滞在型観光の研究を進める。
- II-1) 体験や観光を取り入れた農業経営を推進する上で、地域住民が農のある暮らしや農村の持つ文化・伝統等を知り、都市住民も一緒に享受するものとしてグリーンツーリズムを周知する。
- II-2) 市内で取り組み実績のあるグリーンツーリズムの内容をデータベース化し、一覧で把握しメニュー選定できる資料整理を進める。
- II-3) 観光部局と情報の共有化を図り、体験希望者を受入農家に紹介できる体制を作る。また、農業体験を目的として本市を訪れた観光客・宿泊客にメリットを付与するなど、観光と農業の間でタイアップを進める。
- II-4) 市とJAで連携し、グリーンツーリズムをきっかけとして、安曇野産農産物の固定客を増やし、販売量の確保を進める。

第2章 実施施策  
1 農業で「稼ぐ」

◎ 数値目標の設定 [ 1 農業で「稼ぐ」～経営する～ ]

大項目	項目	目標	数値目標項目	数値		数値目標の設定根拠 または説明
				現状(H23)	目標(H28)	
1-1 経営基盤の 見直し	(1) 大規模経営に必要な基盤確立	規模拡大により、所得向上を図る大規模農家を育成する	担い手への集積面積	2,628ha	3,000ha	経営耕地面積が5,490ha(H22)から5,450ha(H28)に減少する見込みの中でも、担い手への農地集積を進め、集積面積・集積率を1割強増加させる。
			担い手への集積率	47.9%	55.0%	
	(2) 経営の多角化に必要な基盤確立	経営の多角化により、所得向上を図る農家を育成する	複合経営をする認定農業者数	205経営体	225経営体	現在の認定農業者274経営体のうち、205経営体が複合経営をしており、年間4経営体増やす。
1-2 ブランド力の 強化	(1) 「質」の向上を通じたブランド力の強化	品質や安全性に強いこだわりを持った、先駆的な農家を育成する	-	-	-	「質」の向上を通じたブランド力の強化、「量」の確保を通じたブランド力の強化、「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立については、数値目標を設定しても、断片的であり、項目の意義を満たす目標とならないため、数値目標を設定しない。
	(2) 「量」の確保を通じたブランド力の強化	安曇野産品の供給量を維持し、産地としての地位を保持する	-	-	-	
	(3) 「質」と「量」の両立による安曇野ブランドの確立	質と量の両立を図り、安曇野ブランドの地位を向上させる	-	-	-	
	(4) 新品種・新技術導入によるブランド化	新品種・新技術の導入により、有利販売が可能な新たなブランド品種や栽培方法を創出する	一等米比率	98.2%	98.6%以上	栽培環境に適した新品種の導入や、既存品種への新技術の導入により、高い一等米比率を維持する。
			新しい化りんご栽培面積	1.55ha	14.0ha	新しい化りんご栽培のメリットを農家に周知し、計画的な改植により栽培面積を拡大する。
			サン南水栽培面積	6.6ha	7.0ha	ジョイント栽培(作業の効率化)の検証中であり、効果的であれば技術の普及拡大を図る。
		玉ねぎ栽培面積	22.1ha	40ha	収穫機導入による作業効率の向上により、現在の2倍程度の栽培面積を目標とする。	
(5) イメージ戦略によるブランド力の強化	安曇野の地域イメージをブランド力に結びつけ、農産物の販売促進を図る	アンケート調査による安曇野産農産物購入者の満足度	-	70%	安曇野のイメージを付加した直売所の発送品(野菜ボックス・まごころ定期便など)にアンケートを同封し、満足度を調査する。	
1-3 6次産業化等の 推進	(1) 農産物直売所の積極的な活用	農産物直売所を活用し、農産物の販売量・流通量を増やす	直売所売上高	1,264百万円	1,328百万円	毎年1%ずつ増やして、直売所の売上高を5年後に5%増加させる。
			出荷実農家数	530戸	560戸	毎年1%ずつ増やして、出荷する実農家数を5年後に5%増加させる。
			レジ通過(消費者)数	876千人	920千人	毎年1%ずつ増やして、消費者数を5年後に5%増加させる。
	(2) 農産物加工への取り組みの推進	ニーズに応じて、農産物加工に取り組む農家を育成する	直売所の加工施設を利用して加工品を販売した農家数	160戸	176戸	販売目的で直売所の加工施設を利用する農家を1割増加させる。
	(3) インターネット等を活用した生産流通の拡大	インターネット等の活用により、多様な販売チャンネルを開拓し、農産物の有利な販売を実現する	産直センターのインターネット販売等での売上高	263万円	423万円	産直センターのインターネット販売等(電話・FAXによる注文を含む)を年間1割ずつ増加させる。
	(4) 体験や観光を取り入れた農業経営の推進	観光との連携を通じた、農業体験や観光農園への取り組みを推進する	観光農園設置数	4件	6件	研修や情報の提供体制を整えて、観光農園を新たに2件増加させる。
			りんごの木オーナー実施数	1,600本	1,680本	毎年1%ずつ増やして、りんごの木オーナー本数を5年後に5%増加させる。
農家民宿数			1件	2件	現状で1件の農家民宿を、さらに1件増加させる。	
農家民泊数			15戸	20戸	現在は中学生のセカンドスクールを受け入れているが、他の体験や観光との組み合わせの中で年間1戸ずつ増加させる。	

《 品目別目標 》

部 門		品 目	23 年度		28 年度目標値	
			面 積 (ha)	出荷額 (百万円)	面 積 (ha)	出荷額 (百万円)
(1)米穀類	水稻	主食用水稻	3,058.0	4,281	2954.0	4,136
		加工用米	52.4	40	90.0	68
		新規需要米(米粉用米他)	46.5	6	113.0	15
	戦略作物 (国)	麦	725.8	137	730.0	138
		大豆	67.7	21	68.3	21
		そば	110.5	20	111.6	20
		黒豆(市重点作物)	15.7	7	20.0	9
(2)野菜	市重点作物	玉ねぎ	22.1	80	40.0	144
		アスパラガス	15.9	64	19.2	77
		スイートコーン	16.2	62	19.2	73
		ジュース用トマト	27.0	102	32.4	122
		白ネギ	9.3	97	10.8	112
(3)果樹	主な果樹	りんご	225.8	1,336	223.7	1,324
		なし	17.6	112	16.7	106
		ぶどう	7.2	19	7.5	20
(4)花き	主な花き	カーネーション	3.1	11	3.1	11
		トルコキキョウ	1	2	1	2
(5)畜産	主な畜種	乳用牛	1,100(頭)	920	1,000	870
		肉用牛	1,302(頭)	916	1,300	945
		豚	10,079(頭)	365	10,000	380
		鶏	29,082(羽)	—	29,000	—
(6)菌茸類	主な菌茸類	えのきたけ	530(万本)	384	530	384
(7)特産・水産	主な特産物 及び養魚種	わさび	33.0	388	33.0	388
		ニジマス	6.0	404	6.0	404

※ 上記出荷額に交付金は含まれない。消費税は、23 年度時点での定率で出荷額に含まれない。

※ 自家消費分については、出荷額に含めて表示してある。

(1)米穀類～(6)菌茸類については安曇野市および JA 提供データより集計した。

(7)特産・水産については安曇野市調査による。

2 田園を **「守る」** ～ 維持する ～

2-1 地域「核」の形成

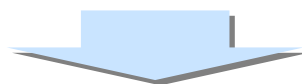
(1) 地域「核」の形成

《 目 標 》

**集落や地域ごとに、地域づくりの核となる組織や体制を確立する**

《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 集落や地域の活動の中心となる地域リーダーを育成する。
- II 地域内の地域リーダー、女性、若者、生産組織等をネットワーク化し、地域づくりの核を形成する。
- III 地域の核を中心に研究を進め、それぞれの地域にふさわしい地域営農システムを構築し、農業・農村の活性化を推進する。



《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 「人・農地プラン」の策定を契機に、プランに位置付けられる中心となる経営体を優先して、地域リーダーを育成する。
- II-1) 地域リーダーを中心に、経営主だけでなく配偶者や子弟の積極的な参加を促して、今後の地域農業のあり方を話し合う場を設ける。
- III-1) 認定農業者をはじめとする個別経営型や営農組織を中心とする集落営農型など、地域の実状と農業者の意向に即した営農の方向が選択できる体制を整備する。



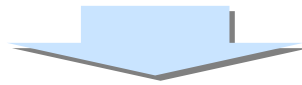
## (2) 農村女性の役割を高揚させる

### 《 目 標 》

**農村女性が生き生きと農業に従事し、地域活動に参加する体制をつくる**

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 女性の役割があつてこそ、それぞれの農業や地域が成り立つことを共通認識とする。
- II 農業経営における女性の役割を明確にするための、家族経営協定の締結を推進する。
- III 食や健康などに関連した農村での幅広い女性の活動を通じて、地域農業を支える女性リーダーを育成する。
- IV 女性リーダーのネットワーク化を進め、地域づくりの一つの核に育成する。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 女性農業者を地域の核として認識するため、地域で活躍する女性農業者の活動を、広報紙・ホームページで紹介する。
- II-1) 女性が地域の活動に参加しやすい環境をつくるため、共同申請による認定農業者を中心に、家族経営協定の締結を促す。
- III-1) 長野県農村生活マイスターの活動支援と新規認定者を増加させるため、メリットの明確化、横のつながりを増やすための支援を行う。
- III-2) 将来の女性リーダー候補者としての意識高揚のため、女性就農者や男性就農者の配偶者、JAの女性部などを女性リーダーの候補者と位置付け、地域活動への参画を促進する。
- IV-1) 様々な地域等の活動に参画しやすいように、長野県農村生活マイスターを中心に位置付けたネットワークを構築する。
- IV-2) 女性リーダーのネットワーク化を進めるため、既存の活動や新たな活動の場を企画する。

### (3) 地域における生産組織の確立

#### 《 目 標 》

それぞれの地域に適した形での生産農家の組織化を推進する

#### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 地域農業の活力の保持のためには、地域において生産農家の組織化を進めることが有効であることを共通認識とする。
- II それぞれの地域で必要とされる生産組織の姿を地域全体で定める。
- III 地域営農システムに基づき、営農基盤を守るための組織化を進める。
- IV 生産農家を組織化する体制を整備する。
- V 集落営農の経営強化のために法人化を推進する。



#### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 各集落において、営農環境の類似している先進的な事例の調査・研究を進める。
- II-1) 組織化の単位として、集落単位に限定せず、基本となる農作業や農業機械利用の共同化など、仲間づくりからの合意形成を促す。
- III-1) 「人・農地プラン」の策定単位を一つの集団(組織)と考えて、地域農業の将来像をどう描くか話し合いを進め、地域で一番必要な規模や形態となるよう、組織化を進める。
- IV-1) 再生協議会の幹事を中心に、地域農業の活力を保持するための生産農家の組織化に必要な地域リーダー候補を発掘するとともに、地域でもリーダー候補を支援する体制を整備する。
- V-1) 集落営農組織が策定する法人化計画の実現を目指し、計画の内容点検・見直しを行う。

## 2-2 農業後継者の確保・育成

### (1) 『職農教育』の推進

#### 《 目 標 》

農業を夢のある職業と捉える『職農教育』を推進し、後継者増加につなげる

#### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 『職農教育』を農業後継者づくりの重要な柱と位置づけ、推進する。
- II それぞれの農家において、家族ぐるみで農作業に取り組む意識の向上を図る。
- III 地域や学校で、子供たちへの『職農教育』に取り組めるシステムを構築する。
- IV 農業高校等に就農を意識した積極的な情報提供等を行う。



#### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 農政課・農業委員会・教育委員会・JA・普及センター・農家・学校関係者等による「職農教育推進会議」を設置し、『職農教育』を推進する。
- II-1) 子どもたちに農業の素晴らしさを教えていくため、広報紙やホームページでの若手就農者の紹介や、親子一緒に農業体験の実施等を通じ、家族ぐるみで農作業に取り組む意識の向上を図る。
- III-1) 職農教育推進会議を中心に、『職農教育』の理念を踏まえた農業体験メニューの立案や、体験メニューや教材の紹介を行い、地域や学校での『職農教育』を推進する。
- IV-1) 高校生等が就農しやすい環境を整備するため、就農支援室によるサポート体制や、就農のための情報収集・提供等を行う。

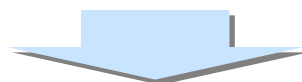
## (2) 後継者・新規就農者の確保・育成

### 《 目 標 》

効果的なサポートシステムを構築し、後継者や新規就農者を増加・定着させる

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 農家や経営体において、後継者が育つ環境づくりを推進する。
- II 新規就農を目指す人材を確保するために、就農に役立つ多様な情報提供を行うシステムを確立する。
- III 後継者・新規就農者の生活の安定のために、国の支援制度を活用した支援体制を整備する。
- IV 若者に限らず、定年帰農者・若い婦人など、多様な後継者が積極的に就農できる仕組みづくりを推進する。
- V 後継者や新規就農者の交流の場等を設け、安心して農業経営に取り組める環境づくりを推進する。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

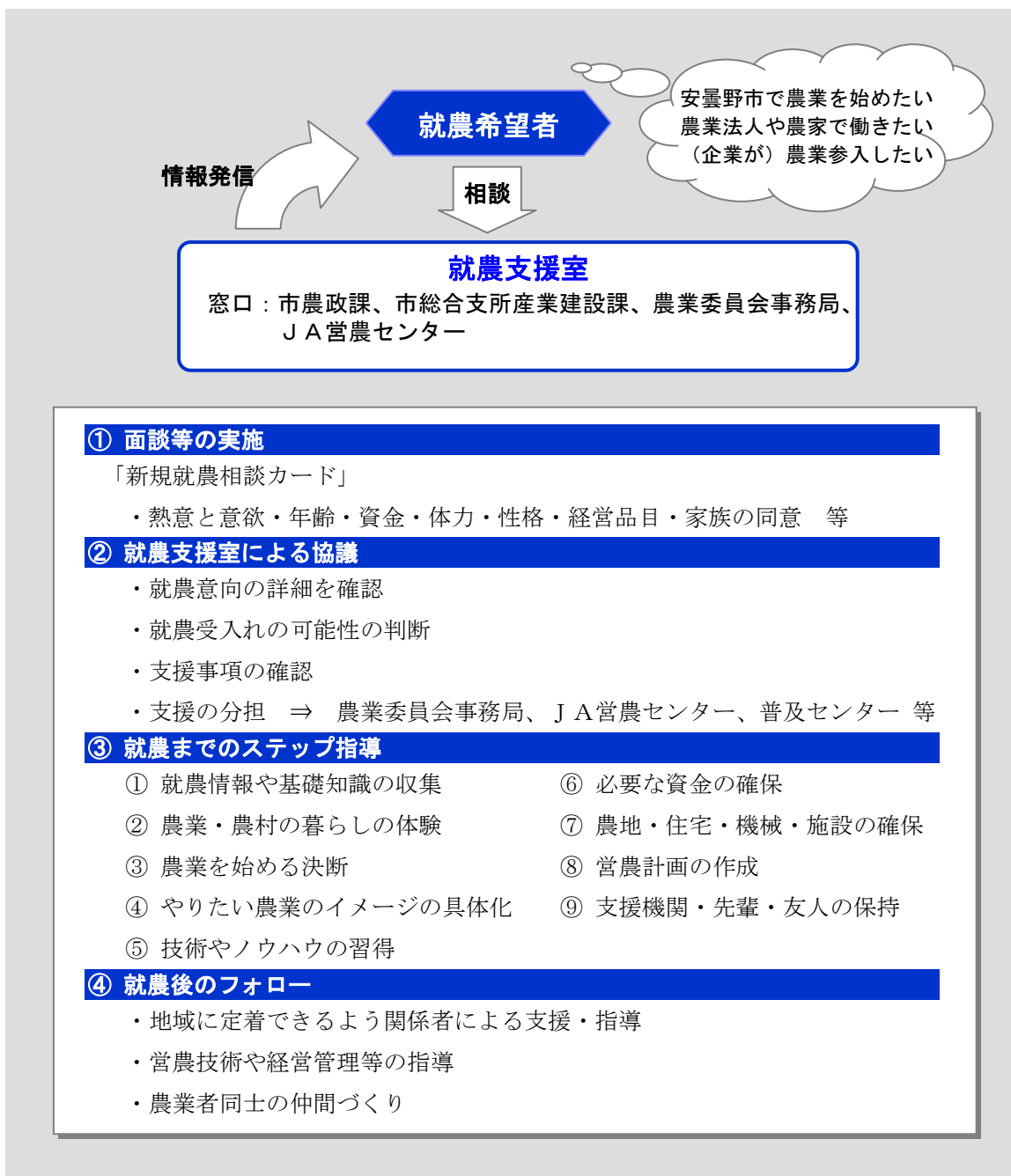
- I-1) 各集落において、営農環境の類似している先進的な事例の調査・研究を進める。
- II-1) 再生協議会のホームページを立ち上げ、支援制度や研修・就農の受け入れ情報等を発信する。
- II-2) 相談・問合せ等の窓口を一元化した「就農支援室」を設置し、具体的な所得向上策の提案など農家の後継者を確保する体制を確立する。
- III-1) 将来の担い手を確保するために、生計が成り立つような新規就農者の経営開始計画づくりを支援する。
- III-2) 青年就農者に対する国の給付金制度等の活用を推進するとともに、この制度を補完する形で、特に親元への就農を促進する市独自の支援策を拡充させる。
- IV-1) 認定農業者や集落営農組織に対して、新たな人材の研修や就農の受け入れが可能であるかを調査し、その結果に基づいた双方の調整を行う。
- IV-2) 空き家等の情報を収集・提供し、新規就農者の住居を確保する仕組みをつくり、市の補助制度を検討する。
- V-1) JA青壮年部・女性部をはじめ、各種後継者等の組織への加入を促す。
- V-2) 人・農地プランの策定などを通じ、地域をあげて後継者・新規就農者を育て、協力して農村を守っていく意識を高める。

### ◆ 就農支援室 設置の背景

農業全般において高齢化や後継者不足が課題であり、将来の地域農業を担う有能な人材の育成が必要です。国の政策により策定を進めている「人・農地プラン」では、地域の中心となる経営体へ位置づけることを条件とした青年就農給付金制度も創設され、新規就農者の確保・育成が重視されています。

安曇野市への就農希望者に対する相談活動などは、行政・JAの窓口において随時行っていました。ここに総括的な窓口を設け、更なる就農支援サービスを提供するとともに、就農後のフォロー体制を整えるものです。

### 支援の体系



## 第2章 実施施策

### 2 田園を「守る」 2-2 農業後継者の確保・育成



## 2-3 田園環境や景観の保全

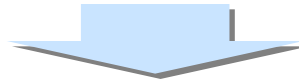
## (1) 優良農地の保全

## 《 目 標 》

**優良農地を計画的に保全し、農業生産と田園景観の基盤を守る**

## 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 安曇野の原風景である田園景観を後世に引き継ぐために、地域全体で優良農地を守る取り組みを推進する。
- II 安曇野市農業振興地域整備計画に基づき、農業生産の基盤となる優良農地を確保し、田園景観を守る。
- III 農村の生活環境を向上させるための開発や、バランスのとれた産業振興のために必要な開発については、安曇野市土地利用基本計画などと整合を図り、優良農地との住み分けを明確化する中で推進する。



## 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 地域の農村環境を守り、優良農地を保全するために、農地・水保全管理支払事業や中山間地域等直接支払制度、地域営農組織の育成など他施策と連携して、地域における共同の取り組みを推進する。
- II-1) 田園景観の基礎となる優良農地を守る観点に立ち、安曇野市農業振興地域整備計画変更の適切な運用を実施する。
- III-1) 優良農地の維持保全を基本とし、開発を伴う土地利用については、安曇野市の適正な土地利用に関する条例に基づいて、比較的開発を促進する区域への誘導を図る。

## (2) 生産基盤の整備

### 《 目 標 》

生産基盤の整備・維持・更新を計画的に進め、農業生産を継続的に発展させる

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 生産性向上のために必要とされる、ほ場整備等の土地改良事業を計画的に進める。
- II 機能が低下した農業用施設の適切な維持更新を行う。
- III 集落周辺の小規模な水路・農道等の維持補修等については、地域ぐるみの共同作業による取り組みを推進する。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 国の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業等を活用し、生産性向上のため、農地や農業用排水施設の整備等を実施する。
- II-1) 基幹水利施設ストックマネジメント事業（県営）や地域農業水利施設ストックマネジメント事業（団体営）により、老朽化し補修・更新の必要となった畑地の石綿管等、農業用排水施設の調査・整備を進める。
- II-2) 国、県補助事業である土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、計画的に整備を進める。
- III-1) 農地・水保全管理支払事業により、小規模農業用施設の維持管理及び補修・更新を進める。また、市単独事業により維持補修工事を行う。



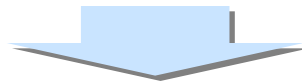
### (3) 農家と非農家の連携

#### 《 目 標 》

農家と非農家が力をあわせて農地・水保全管理支払事業等に取り組み、農村活力を高める

#### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 農村での祭りやイベント等を通じた、農家・非農家が一体となったコミュニティづくりを進める。
- II 田園環境は住民全ての共通財産であることを念頭に、共同活動で農村を守っていく体制を整える。
- III 地域内の合意形成により、農地・水保全管理支払事業等を活用し、農家・非農家が協力し合う地域づくりを進める。



#### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 農地・水保全管理支払事業において、非農家も参加できる収穫祭等のイベントに取り組めるように、再生協議会が活動組織を支援する。
- II-1) 事業の効率化を図るため、農地・水保全管理支払事業の活動組織のネットワークをつくり、情報交換、連絡調整、研修会等を行う。
- III-1) 組織化の協議に対する参加・支援として、既に設立されている同様の組織をモデルに、その成果を他の集落に情報提供する。

#### (4) 中山間地域の向上対策

##### 《 目 標 》

**生産条件の不利な中山間地域の特殊事情を考慮した取り組みを進める**

##### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 中山間地域等直接支払制度の活用などを通じて、地域が一体となって中山間地域の農業農村を守る取り組みを推進する。
- II 中山間地域の資源・立地条件を活かした営農の方法、地域に適した作物の研究などを進める。
- III 中山間地域での農地保全のけん引役となる、集落営農組織等の農家の組織化を推進する。



##### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 定期的な検討会を開催し、各協定集落の取り組み状況の確認と課題解決に向けた協議を行う。
- I-2) 中山間地域の農業農村を維持するため、省力化のための農業用機械の導入や営農への支援、農道や水路の整備への支援を行う。
- II-1) 再生協議会の事業において、薬草・わらび等の試験栽培を行い、栽培環境への適正さや収益性を検証する。
- III-1) 組織化の協議に対する参加・支援として、既に設立されている同様の組織をモデルにその成果を他の集落に情報提供する。

## (5) 荒廃農地対策

### 《 目 標 》

地域ぐるみの対策で荒廃農地をなくし、健全な農地と景観を守る

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 地域営農システムに基づく関係者の協力体制を築き、地域ぐるみで荒廃農地の発生防止に取り組む。
- II 生産条件不利地においても耕作の継続が可能な制度を研究・整備する。
- III 荒廃農地解消にあたる具体的な組織づくりを進める。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 「人・農地プラン」の策定を通じて、経営規模の縮小やリタイアを考えている農業者から地域の中心となる経営体へ耕作が計画的に移行できる体制を整備する。
- II-1) 中山間地域等直接支払制度のように、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、地域ぐるみで農地を守る制度を創設する。
- II-2) 再生後も営農の継続が可能となるよう、耕作放棄地の生産条件に応じた生産基盤の整備や作物の選定などの研究を進める。
- III-1) 既存の組織をモデルに、生産条件不利地を率先して耕作・経営する農業生産法人を増やす。
- III-2) 再生協議会の荒廃農地対策協議会が中心となり、荒廃農地解消に向けた相談から情報提供まで一貫した対応ができる体制を構築する。

## (6) 鳥獣害対策

### 《 目 標 》

里山整備等により鳥獣害対策を進め、生産意欲と生産量を保持する

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 地域ごとに鳥獣害の状況について認識を共有し、それぞれの地域にあった対策を研究する。
- II 地域の考えを反映した、鳥獣の捕獲を含めた市全体の鳥獣害対策計画を策定する。
- III 鳥獣害の防止や鳥獣の捕獲等、新たな技術や有効とされる対策について研究を進め、積極的に取り組む。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 獣害防護柵の設置やモンキードッグ事業の実施をはじめ、鳥獣侵入防止装置の導入など、他の被害防止手段を含めた対策を研究・実施する。
- II-1) 地域での鳥獣による被害状況を把握した上で、再生協議会の有害鳥獣対策協議会での協議により、鳥獣害対策計画を策定する。
- III-1) 近年、様々な侵入防止装置や設備の開発が進み被害防止手段も変わってきているため、経営者が活用できるよう再生協議会において有効と思われる対策の効果の検証を行う。具体的には、モンキードッグ事業を効果的に実施するため、サルに電波送信機を装着したうえで「サル接近警報システム」の導入効果を調査・研究する。



モンキードッグ

◎ 数値目標の設定 [ 2 田園を「守る」 ～ 維持する ～ ]

大項目	項目	目標	数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
				現状(H23)	目標(H28)	
2-1 地域「核」 の形成	(1) 地域「核」の形成	集落や地域ごとに、地域づくりの核となる組織や体制を確立する	人・農地プランの策定	-	14 地区	市内のJA支所単位で、全ての地区で策定を行う。
	(2) 農村女性の役割を 高揚させる	農村女性が生き生きと農業に従事し、地域活動に参加する体制をつくる	家族経営協定締結数	107 件	112 件	協定の締結を推進し、計画期間で5件増加させる。
			農村生活マイスター人数	46 人	51 人	農村生活マイスターの振興策を通じて、年間1人づつ、5年間で5人を増加させる。
	(3) 地域における 生産組織 の確立	それぞれの地域に適した形での生産農家の組織化を推進する	集落営農組織数	24 組織	32 組織	計画期間5年のうち、当初3年間は2組織づつ、以降2年間は1組織づつ増やし、計32組織の集落営農組織とする。
			集落営農法人化数	5 組織	15 組織	任意組織の法人化計画に基づき、集落営農のうち法人化数を5組織から15組織に増加させる。
	2-2 農業後継者 の確保・育成	(1) 『職農教育』 の推進	農業を夢のある職業と捉える『職農教育』を推進し、後継者増加につなげる	農業に関心のある子どもの割合	-	小学生 60% 中学生 40%
(2) 後継者・新規 就農者の 確保・育成		効果的なサポートシステムを構築し、後継者や新規就農者を増加・定着させる	認定農業者数	274 経営体	300 経営体	認定農業者数を年間5経営体づつ増加させる。
			新規就農者数	7 人/年	10 人/年	H18以降、年間3～8人が就農している実績を踏まえつつ、計画期間において年間10人の新規就農者を目標とする。
			45歳未満の 新規就農者数	4 人/年	7 人/年	新規就農者数の中でも、特に45歳未満の新規就農者を年間7人と多い割合で確保する。
2-3 田園環境 や景観の 保全	(1) 優良農地の 保全	優良農地を計画的に保全し、農業生産と田園景観の基盤を守る	農用地の減少面積	32.8ha	15.0ha	過去5年間(H19～23年度)の農用地の減少面積を現状値とし、今後5年間での減少面積を目標値とする。
	(2) 生産基盤の 整備	生産基盤の整備・維持・更新を計画的に進め、農業生産を継続的に発展させる	更新の必要な 水路延長	6.4km	0km (更新完了)	県営事業の計画(H25～28)の目標に基づき、老朽化した農業水路(石綿管)の更新を進める。
	(3) 農家と非農家 の連携	農家と非農家が力をあわせて農地・水保全管理支払事業等に取り組み、農村活力を高める	農地・水保全管理 支払事業組織数	14 組織	36 組織	H24.4末の要望調査に基づき、農地・水保全管理支払事業組織数を増加させる。
			農地・水保全管理 支払事業面積	500ha	1,300ha	増加する組織数にあわせて、平均的な事業面積を用いた目標数値を設定し、事業面積を増加させる。
	(4) 中山間地域の 向上対策	生産条件の不리한中山間地域の特殊事情を考慮した取り組みを進める	中山間地域等直接支払制度の対象農地における農作物の作付割合	85%	90%	現在、15%の農地が制度の対象となる最低条件の自己保全管理農地であるため、これら農地への農作物の作付けを推進し、作付率を5%向上させる。
	(5) 荒廃農地対策	地域ぐるみの対策で荒廃農地をなくし、健全な農地と景観を守る	耕作放棄地全体面積	53.7ha	32.8ha	過去の推移で年間約9.4%減少している実績を踏まえて、5年後に32.8haへと減少させる。
	(6) 鳥獣害対策	里山整備等により鳥獣害対策を進め、生産意欲と生産量を保持する	鳥獣害被害金額	13,200 千円	9,000 千円	侵入防止柵の設置等による効果を見込んで、鳥獣害による被害金額を減少させる。

### 3 安曇野に「生きる」 ～ 暮らす ～

#### 3-1 農のある暮らし充実

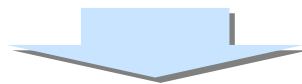
##### (1) 食農教育の推進

###### 《 目 標 》

「いのちを支える食、食を支える農業」の考え方に基づく食農教育を推進する

###### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 地域や学校での食農教育の場に、地域の農家が積極的に参加する仕組みを構築する。
- II 家庭・地域・学校において、子供たちに「いのちを支える食、食を支える農業」の大切さを教える機会を増やす。
- III 子どもへの食農教育を介して、親世代へもより正しい食農教育を広める。



###### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 指導を行うことのできる農業者や「農業人材バンク制度」を活用し、学校での農業体験に協力する。
- I-2) JAの取り組みや再生協議会等と連携しながら、安曇野農業の実態や農業の体験等を子どもたちに伝える機会を設ける。
- II-1) 教育委員会や関係課と連携・調整を図りながら、食育ボランティアによる「安曇野の日」などの食材の説明や児童・生徒と生産者が話せる機会、市内でがんばっている農業生産の現場を見学する機会を設ける。
- III-1) 親世代へ食農教育を広めるため、地区育成会などでの親子一緒に農業体験の実施や、給食だよりなどに生産者の声を掲載してもらう。
- III-2) 地域の特色が感じられる体験や、育ててから食べるまでの流れを意識した食農教育のメニュー・プログラムを整理し、子どもに対する取り組みから企業の研修まで、安曇野の農業を知ってもらう企画を増やす。

##### ※『安曇野の日』とは

月に一度「安曇野の日」として、地域の食材をふんだんに利用した学校給食を提供しています。

(写真の献立)

ごはん・あづみのとん汁・ニジマスのつぶらあげ・野沢菜あえ・りんご・牛乳



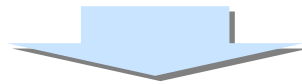
## (2) 地産地消の推進

### 《 目 標 》

地産地消を進め、安全・安心な地元産農産物の消費を拡大する

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 地元産農産物の質と安全性の高さを広く地域にPRしていく。
- II 農産物直売所等において、地産地消を推進する取り組みを増やす。
- III 学校給食での地元産農産物の使用を拡大するとともに、学校給食を通じて子どもと地元農家との接点を増やす。
- IV 学校給食での地産地消の推進を通じて、各家庭や親世代へも食農教育を広める。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 安曇野産の農産物で作られた加工品を提案し、学校給食での使用を依頼するとともに、安全・安心な食材・加工品として、一般消費者向けにも販売することを目指す。
- II-1) 直売所連絡協議会を中心として、県内イベントへの積極的な参加を促し、安曇野産の旬の農産物を宣伝する。
- II-2) 市内外から広く消費者の関心が得られるよう、生産部門と連携して、生産者を増やすとともに、特徴ある農産物（堀金：メロン、穂高：牧大根等）を含めた多品目の農産物の生産に取り組む。
- III-1) 学校給食での入札実績を元に作付け計画を行い、JA組合員に限らず多くの生産者が持ち込めるよう窓口を設置し、学校給食への使用拡大を目指す。また、生産者が児童と一緒に給食を食べるような機会を設ける。
- IV-1) 「安曇野の日」実施に際して、生産者だけでなく市関係者も参加して取り組む体制へと強化する。また、キャラクターを使用し、子供向けへの発信を行い、親の目にも触れるような啓発物を作成する。

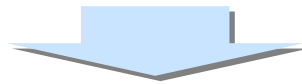
### (3) 農業学習の推進

#### 《 目 標 》

農業学習の仕組みと指導体制を整備し、市民が農にふれあうきっかけを増やす

#### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 生涯学習の場としての農業体験講座や、農業技術を学べる機会を増やす。
- II 定年者や若い女性層など、新たな農業の担い手として期待される世代に農業学習の機会を積極的に提供する。
- III 優秀な技術を持つ農家が、生きがいづくりや農業技術の伝承のために、農業学習における指導者として活躍できるシステムを確立する。



#### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 魅力的な学習の場を数多く提供するため、市内の農業塾・体験農場の活動に対する補助とともに、独自に同様の活動を行っている農業者に対する支援も検討する。
- II-1) 農業塾・体験農場への参加促進に加え、集落営農組織や認定農業者の労働力のニーズに合致させる形で、研修・就農の機会を創出する。
- III-1) 長年培った優れた知識や技能を次世代に伝承する人材を確保し、農業技術アドバイザーとして登録する制度を構築する。
- III-2) 生きがいとしての市民農園利用者から直売所への出荷を目指す農家層まで、幅広い住民ニーズに応じた適切な指導体制として、「農業人材バンク制度」を活用して農業指導を行う。



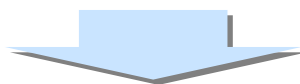
#### (4) 市民農園の拡充

##### 《 目 標 》

市民農園を拡充して、市民が農のある生活を享受できる場を増やす

##### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 自分で食物を作る喜びや市民農園の制度を広くPRして、市民農園の需要を増やす。
- II 市民農園利用のニーズを踏まえて市内各所で市民農園を拡充する。
- III 市民農園に技術指導や資材の紹介などができる指導者を置き、利用者をサポートできる体制を整備する。



##### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 広報紙やホームページの活用によるPRを充実させる。
- II-1) 民間組織による市民農園開設を含めて、設置環境・条件の調査を実施したうえで市民農園を新設する。
- II-2) 「農業人材バンク制度」を活用して、地域ごとに利用者をサポートする。
- III-1) 各市民農園近隣の女性農業者や農業委員など、技術相談等に応じられる指導者を各農園に一人ずつ確保する。

安曇野市市民農園一覧表（平成24年現在）

名 称	区画数
安曇野市豊科市民農園（熊倉）	21
安曇野市豊科市民農園（下飯田）	30
安曇野市豊科市民農園（下鳥羽）	21
安曇野市豊科市民農園（たつみ原）	12
安曇野市豊科市民農園（新田）	33
安曇野市豊科市民農園（成相）	20
安曇野市堀金ふれあい市民農園（烏川）	36
安曇野市三郷小原市民農園	38
安曇野市三郷中萱市民農園	44
安曇野市三郷一日市場市民農園	18
10ヶ所	273

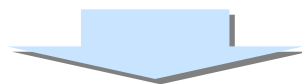
## (5) 家庭菜園の普及

### 《 目 標 》

#### 農のある生活・家庭菜園の普及を進める

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 作物を育てる喜び、食べる喜びを味わえる家庭菜園の良さを広くPRする。
- II 敷地の一部等のスペースを活かした、自給自足のための家庭菜園の設置を推進する。
- III 家庭菜園における困った時の相談・質問等に応えられるようサポート体制を整備する。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

#### I-1)、II-1)

広報紙やホームページを活用して、家庭菜園の良さを広くPRし、家庭菜園の設置を推進する。

- III-1) 次世代の農産物直売所への出荷農家育成に向けて、家庭菜園に対しても「農業人材バンク制度」による指導員を配置する。

## 3-2 環境資源の保全・活用

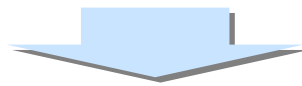
### (1) 環境に優しい農業の推進

#### 《 目 標 》

安全・安心な暮らしを持続させるために、環境に優しい農業に意欲的に取り組む

#### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 環境へ悪影響を与えない農業の大切さを認識し、取り組みやすい環境を整備する。
- II 有機 JAS やエコファーマーの認証取得、県の認証制度の活用を推進する。
- III 安曇野市の生産条件に適した、環境に優しい農業を研究し、啓発・普及する。



#### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 県農政課や農業改良普及センター等と連携し、環境に優しい農業技術を広く普及するシステムを構築する。
- I-2) 国の「環境保全型農業直接支援対策」を活用し、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行う。
- II-1) 環境に配慮した農業を推進するため、「環境に配慮した安全・安心な農業講座」を開設し、エコファーマーの拡充を図る。
- II-2) 県の「信州の環境にやさしい農産物認証」制度等の活用を推進する。
- III-1) ビニールマルチなど農業資材の再利用、廃資材の減量など、リデュース、リユース、リサイクルについて、研究、啓発・普及を進める。
- III-2) ビニールマルチなどの廃プラスチック類や廃棄農業について、回収日を定め、適正な処理を推進する。

## (2) 地下水量の保全とかん養

### 《 目 標 》

安曇野の誇りである地下水を保全するために、水田を中心としたかん養を進める

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 水田転作については、畑作物一辺倒の転作ではなく、新規需要米等による水張りでの転作を進める。
- II ふゆ水たんぼの普及可能性について研究し、関係機関と連携して取り組む。
- III 浸透機能等の地下水かん養に効果を有する農業施設の整備について検討する。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 新規需要米への国の施策は、生産者と実需者（米粉等加工業者）の契約栽培が条件であることを踏まえて、JAと連携し、安定した生産ができるように取り組む。
- I-2) 県内の実需者のみならず、県外の加工業者とも連携を図る必要がある場合も含めて、新規需要米の生産に積極的に取り組む。
- II-1) ふゆ水たんぼの実施について、環境への効果と農家労力の負担を含めて、総合的な検証を進める。
- II-2) 農家へのメリットを考慮し、ふゆ水たんぼ以外のシステム（麦あと涵養など）についての検討を行う。
- III-1) 農業排水路等の改修に当たっては、地域や市民の維持管理への協力の上で水路底部を透水化するなど、経済性や管理上の効率性だけでなく、流水を地下浸透させる整備を検討する。

#### ※『麦あと涵養』とは

麦は10月下旬に播種し、翌年の6月中旬に刈り取りを行います。そのため7月～9月は農地に作付がされていませんが、この期間に水を張っておくことで雑草の発芽抑制（除草対策）効果や、代かきを併せて実施することにより整地され、次回の作付が容易になるといった効果が認められます。さらに麦の連作障害対策になるとも言われています。また、水張りによる地下水のかん養効果が期待されます。

### (3) 未利用エネルギーの活用

#### 《 目 標 》

#### 未利用エネルギーの農業への活用の研究を進める

#### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 利用されていない農業の残さや、農村の身近な資源についてのエネルギー利用を研究する。
- II 豊富な農業用水を活用した小水力発電の可能性について研究を進める。
- III 温泉や工場の温排水の利用について研究を進める。



#### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 剪定枝等の木質バイオマスや太陽光・風力等の農業用施設に利用できる再生可能エネルギーについて情報を収集する。
- I-2) スラリーインジェクターの使用や乳酸菌の活用など、家畜から排泄される尿を液肥として利用する研究を進める。
- II-1) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の動向や費用対効果を考慮しながら、水利権を有する土地改良区・農業水利組合と協議を行い、小水力発電の設置可能場所の検討を進める。
- III-1) 温排水を既に利用している施設や利用可能量について、情報を収集する。

### 3-3 環境問題への対処

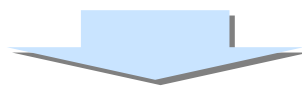
#### (1) 放射能問題への対処

##### 《 目 標 》

放射能検査の実施と迅速な情報公開の実施により、農産物の安全を確保する

##### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 新たな安全の指標として放射能問題を重要に捉え、地元産農産物の安全性をきちんとPRしていく。
- II 長野県とも連携し、市内農畜産物や土壌、堆肥等について、放射性物質の検査を適時に実施し、結果について詳細に公表する。
- III 市民に加えて首都圏等の消費者に向けても情報を発信する。



##### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 長野県との連携や空中線監視を実施している関係部署と情報交換を行う体制を維持するとともに、放射能問題に関する情報収集に努める。
- II-1) 長野県との連携により、市内農畜産物や土壌・堆肥等の検体を提供し、検査結果についてはホームページなどを通じて速やかに公表する。
- III-1) 市内外の消費者が、安曇野産農産物に対する放射能問題について情報を把握し、安心して地元産農産物を購入できるよう、ホームページなどにわかりやすく情報を掲載する。
- III-2) 消費者からの問い合わせに対して一貫した説明ができるように、地元農産物の出荷者や販売者に向けて、定期的に情報を発信する。

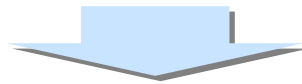
## (2) 地下水汚染への対処

### 《 目 標 》

**農業に起因する汚染の防止に取り組み、地下水の水質を保全する**

### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 過度の施肥による土壌の富栄養化や地下水の汚染等を防止するために、土壌診断に基づいた適正な施肥を行う。
- II 自然環境への負荷をより低減するために、残留性の高い農薬の使用等を抑制する。
- III 農業用施設からの排水や処理水による地下水汚染の防止に取り組む。



### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 環境に配慮した農業を推進するため、市域で行っている土質の分布調査の情報や、JA等で行っている土壌診断等の情報提供を進める。
- I-2) エコファーマーの拡充を図るため、エコファーマーによる安全・安心な農業講座を開設し、土壌診断に基づく適正な施肥管理を学ぶ機会を設ける。
- II-1) 適正な施肥管理等を農家に呼びかけ、自然環境への負荷を低減する。
- III-1) 農業用施設からの地下水汚染を防ぐため、農業改良普及センターやJAと連携し、再生協議会の検証実験等に取り組む。

### (3) ドリフト問題への対処

#### 《 目 標 》

ドリフト問題への確に対応し、周辺農地の耕作や市民の生活環境を保全する

#### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I ドリフト問題についての窓口を開設するなどして、情報収集を図り、迅速な対応を可能にする体制を整備する。
- II ドリフト問題の解決策について積極的に研究し、効果的な方策を確立する。
- III 散布農家・被散布農家・一般市民を含めて、地域ぐるみでドリフト問題の解消に取り組む。



#### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) JAの各営農センターおよび市役所農政課、各総合支所産業建設課に窓口を開設し、情報の収集を図り、敏速に対応できる体制を整備する。
- II-1) ドリフト対策研究プロジェクトチームの研究成果に基づき、JAを中心として、各種農業の持つ残留性と各種農作物の出荷予定日を考慮し、農家へ周知するなど、情報提供を行う。
- III-1) 防災無線を活用して、ドリフト対策の指導・周知を行う。
- III-2) 再生協議会だよりへの事故例の掲載や、ドリフト問題を引き起こしにくい方法の紹介等を通じて、個々の農家がドリフト問題に高い意識を持ち、関係者の連携により防止が図られるよう啓発を行う。



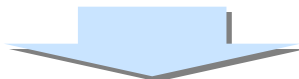
#### (4) 畜産臭気への対応

##### 《 目標 》

市民の良好な生活環境を保全するため、畜産臭気低減に取り組む

##### 《 主な振興策 》 ～ 基本計画に定められた振興策 ～

- I 畜産業に起因する畜産臭気問題の現状を把握し、原因の究明を進める。
- II 畜産臭気対策のために有用な情報の収集や、新しい技術を研究し、普及する。
- III 畜産臭気問題を抱えた個々の畜産農家について、現状に即した改善策を検討し、施設等の整備を進める。



##### 《 実施施策 》 ～ アクションプランとして定める実施施策 ～

- I-1) 敷地境界での臭気指数を基準として、畜産業からの悪臭を低減する対策を検証し実施する。
- I-2) 乳酸菌液を製造できるプラントを設置し、乳酸菌液をモデル畜舎内へ散布する検証実験を行い、臭気物質濃度と人の嗅覚等により悪臭対策への効果を検証する。
- II-1) 乳酸菌液を利用した畜産悪臭対策の検証実験結果に基づき、畜産農家への普及を図る。
- II-2) 農家が対策に取り組みやすくするため、普及段階における生産コストの助成を検討する。
- III-1) 個々の畜産農家の設備等の状況を把握し、糞尿の処理等に必要な設備などの助成支援の制度化を検討する。

##### ※『臭気指数』とは

人の感覚（嗅覚）に近い悪臭の評価方法を数値化したものです。

##### ※『乳酸菌液』とは

畜産悪臭は、主に家畜から排せつされる糞尿から発生します。しかし、排せつされた直後では悪臭は発生しません。近隣の方々にご迷惑をかけるような悪臭は、糞尿が「腐敗」した時に発生します。そこで、その「腐敗」を抑制するため、乳酸菌液を糞尿（畜舎内等）に大量に散布することで、「腐敗環境」から「発酵環境」にすることができ、それによって悪臭を低減させることができます。

第2章 実施施策  
3 安曇野に「生きる」

◎ 数値目標の設定 [ 3 安曇野に 「生きる」 ～ 暮らす ～ ]

大項目	項目	目標	数値目標項目	数 値		数値目標の設定根拠 または説明
				現状(H23)	目標(H28)	
3-1 農のある 暮らし充実	(1) 食農教育の 推進	「いのちを支える食、食 を支える農業」の考え 方に基づく食農教育を 推進する	農業体験を実施する 学校数	10 校	17 校	全小学校の取り組みから、全小中 学校の取り組みへと拡大させる。
			食育ボランティア数	66 人	85 人	各学年1人(小学校6学年×10 校、中学校3学年×7校)以上と して、食育ボランティア数を増加さ せる。
	(2) 地産地消の 推進	地産地消を進め、安 全・安心な地元産農産 物の消費を拡大する	学校給食での 地元食材利用率(米)	100%	100%	学校給食での主食米100%を維持 する。
			学校給食での 地元食材利用率(豚 肉)	2.9%	12%	県内有数の出荷量であるが、地元 産としての利用率が低いため、地 元産と認識しての利用率を4倍に 拡大する。
			学校給食で利用して いる 地元産農畜産物の 品目数	29 品目	35 品目	地元産農畜産物の多様さを子ど もたちに広めるため、学校給食で 利用している地元産農畜産物の品 目数を現状から2割増加させる。
			直売所における 地元産比率	50%以上	70%以上	地元産農産物の消費拡大のた め、直売所における地元産農産物 の扱い比率を増加させる。
	(3) 農業学習の 推進	農業学習の仕組みと 指導体制を整備し、市 民が農にふれあうきつ かけを増やす	農業塾への 新規参加者数	101 人	131 人	農業塾への新規参加者数につい て、6農園で年間各1人づつ、5年 で30人増加させる。
(4) 市民農園の 拡充	市民農園を拡充して、 市民が農のある生活を 享受できる場を増やす	技術指導等ができる サポート体制の構築	-	10 人	サポート体制として、指導者を市民 農園1箇所につき1人づつ配置す る。	
(5) 家庭菜園の 普及	農のある生活・家庭菜 園の普及を進める	家庭菜園に関する サポート体制の構築	-	14 人	家庭菜園のサポート人員を、JA支 所単位の地域で1人づつ配置す る。	
3-2 環境資源 の保全・活用	(1) 環境に優しい 農業の推進	安全・安心な暮らしを 持続させるために、環 境に優しい農業に意欲 的に取り組む	エコファーマー 認証取得者の数	70 人	140 人	環境保全に資する取り組みを普及 するため、エコファーマー取得者 を5年間で2倍に増加させる。
	(2) 地下水量の 保全とかん養	安曇野の誇りである地 下水を保全するため に、水田を中心とした かん養を進める	麦あと転作田及び 新規需要米等による 地下水かん養量	-	600 万t	減水量600万t(安曇野市地下 水保全対策研究委員会試算によ る)を麦後の転作田のかん養等に より補完する。
	(3) 未利用エネル ギーの活用	未利用エネルギーの 農業への活用の研究 を進める	小水力発電の 調査研究箇所数	-	1 箇所	費用対効果や水権等調整につ いての研究として、まず1箇所の 調査研究を行う。
3-3 環境問題 への対処	(1) 放射能問題 への対処	放射能検査の実施と 迅速な情報公開の実 施により、農産物の安 全を確保する	-	-	-	施策は情報公開が主であり、農業 施策を通じた内容がないため、数 値目標は設定しない。
	(2) 地下水汚染 への対処	農業に起因する汚染 の防止に取り組み、地 下水の水質を保全する	-	-	-	施策は適正な施肥管理の実施推 進であり、直接的に数値として反 映される施策ではないため、数値 目標は設定しない。
	(3) ドリフト問題 への対処	ドリフト問題への確 に対応し、周辺農地の耕 作や市民の生活環境 を保全する	-	-	-	風のない日に農業散布を行う等、 簡単な周知を繰り返して、互いに 注意しあうようになることを目指 す施策であり、数値目標は設定し ない。
	(4) 畜産臭気 への対処	市民の良好な生活環 境を保全するため、畜 産臭気低減に取り組む	臭気モニターが判断 する臭気指数の低減	-	条例に基づく	「悪臭防止に関する条例」(生活環 境課:2年後策定予定)の制定後、 条例に基づく目標値を設定する。



## 第3章 人材バンク制度

### 1 農業人材バンク制度

#### ◆ 農業人材バンク制度とは

本計画の目玉となる実施施策として、「農業人材バンク制度」が位置づけられます。この制度は「稼ぐ」ための農業から「生きる」ための農業まで、様々な立場の市民の農業へのニーズと、農業技術アドバイザーや既存の組織、JA、県などを円滑につなぐための制度とします。

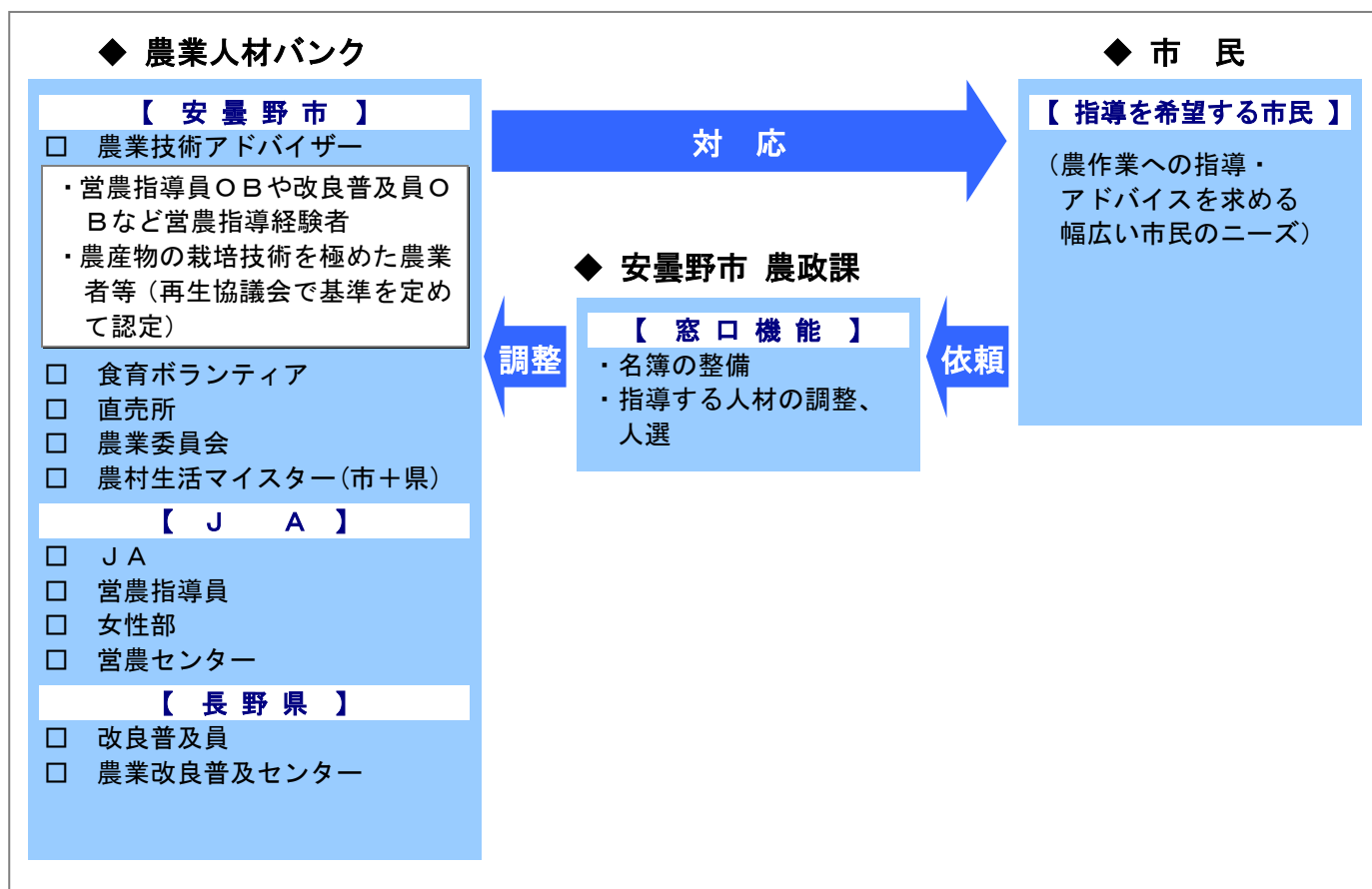
#### ◆ 農業技術アドバイザーとは

既にブランド化やその可能性を秘めた農産物の栽培技術を極めた農業者等や営農指導員OB、改良普及員OBなどを、再生協議会で「農業技術アドバイザー」として認定します。

長年培った優れた知識や技能を次世代に伝承していくため、巡回指導や相談等を行います。

#### ◆ 農業人材バンク制度の枠組み

安曇野市農政課が中心となり、農業人材バンク構成員・組織が指導できる内容、資格などを整理します。農業者への専門的な技術指導をはじめ、加工方法の指導や学校や地域での子どもたちへの指導、さらには家庭菜園等での栽培についての相談まで、幅広い市民のニーズに応えられるよう名簿を作成します。また、安曇野市農政課が窓口となり、指導等を求める市民の依頼に応じて、農業人材バンクの適切な人員により対応します。



◆ 具体的な人員・組織

農業人材バンクの構成と役割について、下の表に整理します。

役割を担う度合いに応じた目安として、◎：中心となる組織、○：一部を分担する組織、△：補助的に支援する組織 という区分を、参考として提示します。

	稼ぐ				守る	生きる	
	農家への 栽培指導 ・相談	加工指導	栽培技術 の調査研究	農地集積 の仲介	学校・地域で の職農教育	学校・地域 での食育	市民農園・家 庭菜園での 指導・相談
農業技術アドバイザー (農業者・営農指導経 験者等)	◎		○	△	○	○	◎
食育ボランティア		○			○	◎	
直売所		○			○	△	
農業委員会	△	△		◎	○	○	△
[県＋市支援] 農村生活マスター		◎			○	◎	○
J A	○	○	○	○	△	△	△
J A 女性部		◎	△		△	△	
J A 営農センター	○		○	◎	◎	◎	○
J A 営農指導員	◎	△	◎	△	○	○	◎
農業改良普及センター (改良普及員)	◎	◎	◎		○	○	○

## 参考資料

### 資料1 安曇野市農業農村振興計画策定委員会設置要綱

○安曇野市農業農村振興計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 3 月 31 日  
告示第 84 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内における農業・農村の現状、課題等を明らかにし、将来の市の農業・農村振興の基本方向を定める安曇野市農業農村振興計画（以下「計画」という。）を策定するため、安曇野市農業農村振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定に関する事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者又は団体に属する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 識見を有する者
- (3) 農業委員会
- (4) 土地改良区
- (5) 農業協同組合
- (6) 安曇野市農業再生協議会
- (7) 農業者
- (8) 商工会
- (9) 消費者団体
- (10) 食生活改善団体
- (11) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は平成 24 年 3 月 31 日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の説明その他必要な協力を求めることができる。

(オブザーバー)

第 7 条 委員会は、計画の策定にあたり助言を聴取するため、オブザーバーを置くことができる。

(調査部会)

第 8 条 委員会は、計画の策定に関する調査、研究及び検討を行うため、調査部会を置くことができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、農林部農政課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料2 安曇野市農業・農村振興計画 策定経過

年 月 日	安曇野市農業・農村振興計画 策定委員会 (検討事項)	安曇野市農業・農村振興計画 策定委員会調査部会 (検討事項)
平成24年4月19日		第1回調査部会 ・策定スケジュール ・数値目標項目の検討 ・条例化に対する検討
平成24年5月18日		第2回調査部会 ・数値目標と具体的施策の検討
平成24年6月1日	第1回策定委員会 ・委員委嘱、役員選任 ・調査部会検討に対する意見 ・田園を「守る」	
平成24年6月5日		第3回調査部会 ・策定委員会意見に対する検討 ・数値目標と具体的施策の検討
平成24年6月15日		第4回調査部会 ・数値目標と具体的施策の検討
平成24年6月27日		第5回調査部会 ・数値目標と具体的施策の検討
平成24年7月3日	第2回策定委員会 ・調査部会検討に対する意見 ・農業で「稼ぐ」	
平成24年7月11日		第6回調査部会 ・策定委員会意見に対する検討 ・数値目標と具体的施策の検討
平成24年7月25日	第3回策定委員会 ・調査部会検討に対する意見 ・安曇野に「生きる」	
平成24年8月6日		第7回調査部会 ・策定委員会意見に対する検討 ・数値目標と具体的施策の検討
平成24年8月30日		第8回調査部会 ・計画(案)の検討
平成24年10月30日	第4回策定委員会 ・計画(案)の検討	

資料3 安曇野市農業・農村振興計画 策定委員名簿

	組織等	氏名	備考
委員長	識見を有するもの	佐藤 進	松本新興塾塾長
副委員長	農業委員会	板花 守夫	安曇野市農業委員会長
委員	公募	柴野 道夫	公募委員
	土地改良区	深澤 正人	拾ヶ堰土地改良区理事長
	農業協同組合	一志 寛	あづみ農協営農経済事業部次長
		斉藤 明	松本ハイランド農協営農部営農企画課課長
	農業再生協議会	望月 重俊	米穀類生産振興協議会会長
		久保田 敏彦	中山間地域集落連携協議会会長
	農業者	鈴木 達也	バジルクラブ
		山田 まさ子	農村生活マイスター協会安曇野支部会長
		塚田 壽子	農村女性ネットワークあづみ連絡協議会会長
		鶴見 武敏	農業経営者協会南安曇支部会長
		丸山 秀子	安曇野北穂高農業生産組合
		三村 千昭	小田多井農村夢倶楽部
		池上 洋助	安曇野市農業委員
		浅川 拓郎	農業士協会安曇野支部会員
		丸山 光弘	全国わさび生産者協議会会長
		倉科 茂男	酪農家
	商工会	望月 正澄	安曇野市商工会観光特産分科会
	消費者団体	内川 佳子	安曇野市消費者の会会長
	オブザーバー	三田 毅	松本地方事務所農政課課長補佐兼農村振興係長
		唐沢 長嘉	松本農業改良普及センター課長補佐兼地域第二係長



## 資料4 安曇野市農業・農村振興計画 調査部会・事務局名簿

## 〔 調査部会 〕

所 属	職 名	氏 名	備 考
農林部	部長	松枝 功	
農林部農政課	課長	山田 幸久	
農林部農政課庶務担当	課長補佐	宮澤 慎二	
農林部農政課庶務担当	係長	沖 雅彦	
農林部農政課生産振興係	係長	大竹 範彦	
農林部農政課集落支援係	係長	等々力 幸博	
農林部耕地林務課	課長	寺島 啓二	
農林部耕地林務課耕地担当	課長補佐	柴野 明敏	
農林部耕地林務課耕地担当	係長	鶴見 信一郎	平成24年10月1日より
農林部耕地林務課耕地担当	係長	大月 力三	
農林部耕地林務課耕地担当	課長補佐	丸山 新悟	平成24年7月31日まで
農林部耕地林務課林務担当	係長	丸山 浩	平成24年10月1日より
農林部耕地林務課林務担当	係長	佐藤 明利	
農業委員会事務局	事務局長	中村 芳朗	平成24年7月31日まで
農業委員会事務局		丸山 新悟	平成24年8月1日より
農業委員会事務局	事務局次長	平川 嘉幸	
農業再生協議会事務局	事務局次長	樽沼 秀隆	

## 〔 事務局 〕

所 属	職 名	氏 名
農林部農政課	課長	山田 幸久
農林部農政課庶務担当	係長	沖 雅彦
農林部農政課庶務担当	主査	中谷 高志



## 安曇野市農業・農村振興計画

---

編集・発行

安曇野市農林部

〒399-8101

長野県安曇野市三郷明盛 4810-1

TEL 0263 (77) 3111 (代表)

FAX 0263 (77) 6060

発行年月

平成 24 年 12 月

---

# 安曇野市農業・農村振興計画

## 【 アクションプラン 】

平成 24 年 12 月発行

編集・発行



安曇野市